

概要

- ・多様化・複雑化する行政課題に対応するため民間事業者のノウハウや創意工夫を募集し、事業化に向けた対話を重ね、**市民サービスの向上、コスト削減、新たな歳入の確保**などの提案を精査し、地域課題及び行政課題の解決に資することを目的とする。
- ・事業化検討段階では、民間事業者、所管課、企画課の三者により課題を整理し、事業化に向けた検討を行う。
- ・採択段階においては、原則、公募型プロポーザル方式での事業者選定を行う。

対象事業

- 民間事業者が地域の課題解決に向けて市へ提案する事業
- ・地域課題及び行政課題の解決に資するすべての事業（フリー型事業）※随時募集
 - ・市が設定した特定の事業（テーマ型事業）

工程

※予算を伴う場合のみピンクも実施。

民間事業者	企画課	所管課	目安時間
提案書提出 (LoGoフォーム)	民間提案制度の募集 受付・所管課への共有 事業化検討の通知	テーマ型事業の募集 提案内容確認 事業化検討の決定	提案から通知 約2週間
提案内容ヒアリング (対面・Web等)			事業化検討 約2~3か月
		事業化・予算化	予算化
プレゼンテーション		プロポーザル審査 提案採択/不採択の決定・通知	事業者選定 約2か月
事業の詳細協議 (対面・Web等)			
契約の締結		契約の締結	
事業の実施			

留意事項

- ・本市との対話により権利・義務関係が生じるものではない。また、対話した事業について、事業化を保障するものではない。
- ・対話に関する一切の費用は、民間事業者の負担となる。
- ・民間事業者は、相談内容が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証すること。また、対話内容に知的財産権が含まれる場合は、市に明示すること。
- ・提案内容について、本市のHPに提案時にタイトルを、提案実現後は提案者と具体的な内容を公表する場合がある。